

一、織部職工標準定給

· 二十一持 五十五錢

三臺持 八十五

二、イ、整經(ワーピング)前捲 九十錢 後捲 七十錢

ローリング 甲級 七十錢 乙級 六十錢 丙級 四十錢

ハ、引通シ 前役 六十八錢 後役 五十錢

用ヒテ強迫シ又會社ニ對シ之等ノ信者ヲ他科ニ移動セントラル果ヲハ其解職ヲ迫ル等不合理ナル舉ニ出アタルノミナラズ窮僚ノ策トシテスル信者ノ工場内ニアル限り否等ハ之ト共ニ業ニ就ク能ハズトテ舉テ作業ノ中止ヲナス等ノ暴舉ニ出アタルヲ以テ會社ハ止ム無ク彼等三人ノ女工員ヲ他科ニ移シテ和平ニ力ヌタリ

(四)協議會問題、會社ハ大正十年十月工場協議會ヲ設立シ勞資協調ノ實ヲ舉グル目的ニ
善導シ來リタルモ今回(三月廿八日ヨリ開會ノ第十六回)ノ協議會ニ於テハ工員側ノ提
出ニ係ル「十七箇ノ議案中ニハ」
(一)メードト休日トスルコト
(二)協議會議員差選
與資格年齢ヲ低下スルコト(現行廿五歳ヲ廿歳ニスルコト)
(三)宅料五割増額ノコト
(四)春秋二季ニ慰安會ヲ催スコト
(五)退職手當増額ノコト
(六)祝祭日ニ日給全額支給ノコト
(七)信託積立金制度撤廢ノコト
(八)時間外勤務手當ヲ現行ノ五割増トスバコト
(九)現行代金制ヲ廢シ舊制ニ復スルコト等會社トシテ全然不可能又ハ容易ニ認容シ難
キ問題ヲ列舉シ更ニ基タシキハ信教ニ關スル會社ニ意志如何ト云フが如き問題迄で之
ヲ加ヘ來リ全ク協調ノ誠意無ク殊更譖事ノ進行ヲ妨ケ又慰安會問題ノ協議ニ際シ織機
科ノ怠業ヲシテ益々烈シカラシメタルノミナラズ四月一日ニ至リテハ遂ニ紡績科ヲモ
惣誘導運動シテ之ヲ怠業仲間ニ引入レ時々勞働歌ヲ高唱シツ、協議會夕場タル事務所ノ
周圍ニ集合シテ氣勢ヲ興グル等秩序ノ紊亂ヲ取テスルニ至リ此一班ヲ以テ見ルモ工
員組合乃至組合指導者一般ノ氣風ガ如何ニ惡化セシカヲ察知スルニ足ルベシ
時間過行問題以來工場ノ秩序ハ將ニ組合ノ爲ニ踩躡セラレントシ工場ノ管理統轄ハ
殆ド不可能ノ域ニ達セントシツ、アリ、工員ノ心境組合ノ状勢斯クノ如クニシテ最單
陋體ニハ如何トモスル能ハズ從來會社ガ問題ノ發生スル毎ニ隠忍寛容只管牛和ナル
解決ニ盡シタル努力モ忍耐モ今キヤ全ク水泡ニ歸シタルハ甚々遺憾トスル所ナル會計
ハ自己ノ存立上又將來多數者ノ幸福ノ爲ニ涙ヲ振ツテ最後ノ處断ニ出テタル所以ナ

昭和四年四月五日

東京モスリン紡織株式會社

五口 婦工場